

## 退職後の保険証/医療/任意継続制度注意点について

### 保険証（健康保険被保険者証）

退職後は、在職中の保険証は使えません。

退職後は、新たに加入した健康保険で受診してください。

会社を退職されたり、新たに就職された場合は健康保険の資格が切替となり保険証も退職時に事業主経由で必ず返却してください。

#### \* 保険証が使用できなる日は

- 退職（資格喪失）の場合

退職日の翌日から使用できません。

- 扶養家族でなくなる場合

扶養家族でなくなった日から使用できません。

就職された日から使用できません。

{保険証が変わったときは、受診医療機関等窓口で月の途中でも変更した旨を連絡してください。}

#### \* 受診資格がなくなった保険証を間違って使用した場合

退職日の翌日以降に使用された場合、後日、保険診療分全額（総医療費の7～9割）を返還していただく場合があります。

## 退職後の医療

**就職される場合** 就職される会社の健康保険に加入する。

**就職されない場合** 健康保険任意継続被保険者となる。

(就職まで期間があく場合)

国民健康保険となる（窓口負担は健康保険と同じです。）

ご家族の被扶養者となる（窓口負担は健康保険と同じです。）

## 任意継続制度に加入について：注意点等

- 任意継続制度概要

職期間が2ヵ月以上/退職後20日以内に健康保険任意継続被保険者資格取得申出書（扶養家族がいる場合は認定審査必要書類添付）を提出してください。

「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」

健康保険任意継続被保険者資格取得申出書を提出される前に、必ずお住まいの市町村の国民健康保険窓口で保険料をご確認ください、国民健康保険の方が安い場合が多々みうけられます。

申出書受理後、保険証と納付書をお送りいたします。

○国民健康保険料軽減措置

65歳未満で雇止め等で退職された方は、雇用保険受給資格者証の離職年月日横の離職理由が11・12・21・22・23・31・32・33・34ならば国民健康保険料が約1/3に軽減されますので任意継続に加入されるより保険料が安くなります。

詳しくはお住まいの市町村国民健康保険係にご確認ください。

○保険証（健康保険被保険者証）

保険証の記号・番号が変わります。（任意継続被保険者用）

○加入可能期間 最大2年間

{任意継続加入されたほとんど方は2年目に国民健康保険へうつられます。:  
国民健康保険料は住民税と同様に前年所得にたいして計算されますので退職された翌年、概ね大きく減少する見込みとなります。:}

○扶養審査

被扶養者がいる方は任意継続申請時に新たに認定審査をいたしますので、認定できない場合もあります。

また、申請時には通常の認定審査に添付していただくものと同じ書類が必要となります。

○納付方法

月納と前納を選べます。（前納は前納期間に応じて幾分保険料が安くなっています。）

月納制度は対象月の10日まで対象月分を入金していただきます。

前納制度は年度単位で対象月の前月末までに半期又は全期分を入金していただきます。

期日までに入金確認ができない場合期日の翌日に自動的に資格喪失となります。

また、初回入金されない場合任意継続資格自体取消となり任意継続として受診された保険診療分全額返還していただきます。

なお、振込は所定納付書で振込手数料は振込者負担となります。

任意加入ですので保険料自動引落・口座振替・コンビニ納付等はおこなっていません。

○前納制度

喪失日（退職日翌日）が20～31日の場合は前納制度を利用できない場合があります。

任意継続資格喪失事由にあてはまらない場合、前納期間分保険料の返還はできません。

（就職予定・家族の扶養になる・国民健康保険加入予定があるかたは月納をおえらびください。）

○ **任意継続の喪失理由**

法令で 満了/月納保険料未納/就職/死亡/75歳到達 の5項目のみです。

家族の扶養になる：国民健康保険加入は喪失事由にはなりません。

○ **期間満了以外で任意継続資格喪失される場合**

「健康保険任意継続資格喪失申出書」に保険証と就職された場合は新しい保険証の写を添付し提出してください。

「健康保険任意継続資格喪失申出書」

○ **保険料還付**

任意継続資格喪失で保険料還付対象者には、健康保険組合から任意継続保険料還付請求書をお送りし還付を受けることができます。